

「令和8年度千葉市食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

4 実施体制に関すること（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
1	<p>法や制度の改正、食を取り巻く状況変化などに対応できるよう、関連部局の人員増と予算の強化を求めます。フードテックを用いた新たな育種技術（遺伝子組み換え、ゲノム編集技術、培養肉など）を用いた農水産物の販売も始まっています。食を取り巻く状況の変化に対応するためにも職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言のための人材確保が、喫緊の課題と考えます。令和8年度以降の人員確保及び増員、専門性のある職員に対する研修や育成、それに対する予算措置もご検討ください。</p>	<p>これまでも食品衛生法改正などに伴い、獣医師、薬剤師などの専門職の増員を図ってきており、市役所庁内関係機関と連携して業務量、業務内容に応じた人材確保、予算措置、体制整備などに努めます。</p>	—

5 食品等取扱施設の監視指導に関すること（5件）

	意見の概要	市の考え方	修正
2	<p>調理品のデリバリーや持ち帰り、生鮮食品のネット販売、無人販売や自動販売機など、食品の販売方法も多様化しています。食品事業者には食品の安全性の担保はもちろん、表示（賞味及び消費期限、アレルギー、栄養成分、カロリー等）や適正な保管状況なども監視強化をお願いします。</p>	<p>立入検査時や食品等の試験検査において食品表示内容を確認するとともに、食品等事業者が適正な食品表示を行い、HACCPに沿った衛生管理を適切に運用できるよう、必要な指導、助言等を継続して行っていきます。</p> <p>また、講習会等を通じて、食品表示に関する正しい知識の普及、啓発に努めます。</p>	—
3	<p>消費者の健康に大きく関わるアレルギー表示の監視指導をお願いします。飲食事業者に対しては食物アレルギーに関する情報提供が義務づけられていませんが、アレルギー原料の明示、十分な説明をおこなうための体制づくりを進めるよう、働きかけをお願いします。</p>		

4	<p>毒性を持つ食品の誤食を防ぐため、直販所などで販売されている農水産物への監視指導の強化も、あわせてお願いします。</p>	<p>食中毒の予防は、HACCP に沿った自主的な衛生管理の実施が重要であるため、危害発生リスクを考慮した頻度で施設の監視指導を実施するほか、必要に応じ、対象施設や監視頻度を見直し、危害の発生防止に努めます。</p>	
5	<p>大規模イベントなどで大量製造、販売される食品及び事業者に対し、一層の監視指導の強化を求めます。コロナ後の新規参入や営業を再開した食品製造事業者の中には、食中毒防止のための経験や認識が薄れているところもあるように感じます。特にイベントなどで大量に食品を扱う事業者には、当日の監視とともに、食品の保存や HACCP に沿った衛生管理など、事前の作業工程についても指導強化を求めます。</p>	<p>また、イベントで短期間に食品を取り扱う施設に関しては、主催者等から提出された食品の取扱情報を保健所が事前に確認し、必要な指導を行うとともに、特に大規模なイベントについては、立入検査の実施などを通じて危害発生防止を図っています。</p>	—
6	<p>「食品寄附ガイドライン」では、食品安全、食中毒予防の側面が重要なポイントとなっています。今後も、ステークホルダーへの広報、啓発、注意喚起や助言など、食品安全行政関連部局の積極的な取り組みを求めます。また、現在活動している子ども食堂の中には、食中毒予防に関する情報や知見を持たないところもあるのではないかと思います。地域住民が安全安心して運営・利用できるように、保健所も注視し継続的な衛生管理への支援をお願いします。</p>	<p>食品等事業者をはじめ、食品に係る団体などに対して食品衛生に関する講習会を実施しているところです。</p> <p>今後も、関係機関と連携し、食の安全、食中毒予防に関する注意喚起など食品衛生に関する正しい知識の普及、啓発などに努めるとともに、必要な指導、助言等を継続して行っていきます。</p>	—

7 食中毒防止対策に関すること（2件）

	意見の概要	市の考え方	修正
7	<p>カンピロバクターによる食中毒事故を防ぐため、食肉事業者、飲食業者、総菜・弁当製造事業者への HACCP に基づく衛生管理の徹底は食中毒防止の基本と考えます。一層の注意喚起、指導などをお願いします。また、消費者に対しても、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクの高さ、食中毒だけでなくギランバレー症候群などの疾患を発症する場合もあるなど、具体的な被害事例を伝えるといった注意喚起が必要です。消費生活センターなどと共に、情報提供、啓発、消費者向け学習会などをお願いします。</p>	<p>食中毒の予防は、HACCP に沿った衛生管理の実施が重要であるため、食品製造施設、大規模食品取扱施設、地方卸売市場内施設、大規模食鳥処理場及び食肉取扱施設に対し、重点的に監視指導を行うほか、食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の着実な導入・実施等自主管理の推進を図ります。</p> <p>また、広く市民に向けては、市ホームページへの掲載、市政だよりや SNS を活用した広報等を通じて、最新の知見も踏まえてカンピロバクター、アニサキス等の食中毒や食肉の加熱処理に関する注意喚起、食品衛生に関する正しい知識の普及を継続して行います。</p>	—
8	<p>鮮魚を提供する事業者、また消費者に対し、アニサキスに関する情報提供や注意喚起の強化をお願いします。全国の食中毒発生状況では、令和5年、6年の病因物質はアニサキスが第1位となっており、7年も同様と推測されます。輸送経路の発達やコールドチェーンの進歩により、冷凍せずに生食される鮮魚が増えていることも考えられます。新鮮な水産物を安全、安心して喫食できるよう、鮮魚卸業、鮮魚販売店、飲食店はもちろん、消費者に対しても啓発、注意喚起をお願いします。</p>		

9 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること（4件）

	意見の概要	市の考え方	修正
9	<p>消費者に対しても、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクの高さ、食中毒だけでなくギランバレー症候群などの疾患を発症する場合もあるなど、具体的な被害事例を伝えるといった注意喚起が必要です。消費生活センターなどと共に、情報提供、啓発、消費者向け学習会などをお願いします。</p>	<p>市民に対して、食中毒への注意喚起、アレルギー表示を含む食品の表示などを、市ホームページなどを活用して広く周知する他、食品等事業者に対しても講習会などの機会を通じて情報提供し、危害の防止を図ります。</p> <p>また、市役所庁内関係機関とも、食の安全確保に関する相互協力や情報交換を行い、連携・協力を図ります。</p>	—
10	<p>国では、特定原材料にくるみを加え、また消費者委員会から26年1月にカシューナッツの特定原材料とする旨の答申が出されるなど、改正が続いています。表示基準の変更を機に、事業者・消費者へ啓発の強化をお願いします。</p>		
11	<p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」に伴う「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が公表され、昨年12月で1年になりましたが、ほとんど知られていません。SDGsの観点からも、市民に理解を広げるべきと考えます。しかし、食中毒予防としては「持ち帰らない」、「食べきる」からの大きな方向転換になるため、消費者団体としても戸惑いを感じます。今後は広く市民にガイドラインを周知し、あわせて事業者には「安易に持ち帰らせない」、消費者には「持ち帰り時の管理に配慮する」などの行動指針に関する啓発をお願いします。</p>	<p>「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」公表後、市ホームページへの掲載および関係団体へ周知する他、食品等事業者に対しても講習会などの機会を通じて情報提供に努めているところです。</p> <p>今後も、ガイドライン等を広く周知するよう努めます。</p>	—
12	<p>食品安全を担保するため、行政機関として「リスクコミュニケーション」に注力いただきたく要望します。消費者庁、食品安全委員会などの国、千葉県、千葉市消費生活センター、庁内の関連部局、また市内の消費者団体や自治会などと連携し、食の安全に関する最新情報の提供、啓発活動、学習会企画開催などをお願いします。食を扱う消費者団体、生活協同組合やスーパーなどとの連携も強め、食に近い場所で食品安全について情報提供するなど、新しい取り組みもご検討ください。ぜひ、市民の食の安全に対するリテラシー向上に努めていただきたいと思います。</p>	<p>様々な立場の方との情報共有、意見交換は重要であると考えています。本計画案を説明する場である講演会・意見交換会に市民、食品等事業者などの多くの関係者の方々に参加していただけるよう、講演会後のアンケートなどを踏まえ、開催方法を工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを行います。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に今後の対応を検討していきます。</p>	—

その他（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
13	<p>業務の簡素化として、意見聴取の方法が「パブリックコメント（公的手続）」から「市民意見募集（一般的な手続き）」に変更になったことは、消費者との対話、「リスクコミュニケーション」の大きな後退と考えます。次年度計画である、令和9年度の計画案については「パブリックコメント（公的手続）」に戻していただきたく、強く要望します。</p> <p>令和8年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)では、意見聴取が「市民意見募集」となったことで、意見の提出期間が短くなり、1か月を満たさなくなりました。また、計画(案)の公表場所も、今回は「生活衛生課、保健所食品安全課、行政資料室」の3カ所のみと、大幅削減となっています。当然ですが「令和7年度パブリックコメント手続実施予定」に本計画についての記載はありません。簡素化との説明でしたが、この状況では「意見募集」の告知、計画案がますます人目に触れ無くなるのではと危惧しております。また、この状況では「意見聴取の手続きが『市民意見募集』になっても、提出された意見の反映は『パブリックコメント』と同様の扱い」との説明でしたが、今後年月を経ても市民の声が本当に反映され続けられるのか、大変不安です。「千葉市市民自治によるまちづくり条例」から鑑みても不相当と考えます。次年度以降の再考を求めます。</p>	<p>食品衛生法第24条に基づき定めている食品衛生監視指導計画について、令和4年12月20日に閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」において、事務負担を軽減するための措置を講ずることとなり、厚生労働省から食品衛生監視指導計画に関する事務負担軽減について通知されたため、本市でも意見聴取の方法について、見直しを行いました。</p> <p>なお、市民意見募集の実施については、市内全世帯に配布される市政だよりで周知を行うとともに、計画(案)をホームページでも公表しております。</p> <p>また、意見募集期間等については、いただいたご意見を参考に今後の対応を検討していきます。</p>	—